

令和2年度

守山市地域型保育事業 設置・運営事業者 募集要項

(小規模保育所 A・B 型)

募集日程

令和2年

7月9日	募集要項配布開始
7月13日～7月22日	質問事項受付期間
7月29日～	応募開始・質問回答期間
8月21日 17:15	応募締切
9月末	事業者の決定
10月～	開設準備、入所調整等
随時開所	※令和3年4月1日には開所すること

守山市こども家庭局こども政策課

〒524-8585

守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所 1階

電話：077-584-5925

FAX：077-582-1138

E-mail：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp

1 募集の趣旨

本市では、女性の社会進出や子育て世帯の就労形態の多様化等により、特に0歳児から2歳児の保育需要が高まっており、保育施設の不足が課題となっております。

こうしたことから市では、保育の受け皿の拡充を図るため、地域型保育事業の設置・運営事業者を募集します。

2 注意事項

地域型保育事業の認可基準は、「守山市家庭的保育事業等の認可等に関する規則」、「守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」および「守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を熟読してください。

3 募集の概要

- (1) 種別 小規模保育事業A型・B型
※児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める事業
- (2) 募集地域 守山・吉身・河西学区を基本地域とする。
- (3) 募集数 3～5カ所程度
- (4) 定員規模 定員19人
- (5) 保育対象 保育の必要性の認定を受けた0歳児から2歳児
- (6) 施設 事業者が所有または賃貸する物件であること
- (7) 開所時期 随時開所（令和3年4月1日には開所すること）

4 応募資格・欠格事項等

以下のすべての要件を満たすものとする。

(1) 応募資格

ア 小規模保育事業の運営を希望するもので、社会福祉法人およびその他法人であること。

※その他法人：公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、学校法人、NPO法人、株式会社、有限会社

イ 事業を実施するために必要な経済的基礎として、小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 応募者が他事業を行っている場合、直近の会計年度において、小規模保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

なお、事業設立から3年未満の場合については、当該主体の全体の財務内容が分かる年度全ての決算書等、実績が分かるものを基に、連続して損失を計上していないこと。

(2) 欠格事項

ア 応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、応募できません。

- (ア) 法人税、法人市（町村）民税、事業税、固定資産税、水道料金、下水道使用料等を滞納しているもの
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項の準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されているもの
- (ウ) 次のいずれかに該当するもの。または役員の中に該当するものがある法人
 - a 成年被後見人または被保佐人
 - b 破産者で復権を得ないもの
 - c 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (エ) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けているもの
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更正または再生の手続きをしているもの
- (カ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）および児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがあるもの
- (キ) 小規模保育事業等の実施にあたって、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認められるもの

5 小規模保育事業の設置等に関する条件

- (1) 事業者自らが所有または賃貸する物件において運営を行うこと。
- (2) 施設は事業者（応募者）が確保するものとする。
- (3) 乳児室またはほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）、調理室また

- は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。）、調乳設備、便所および沐浴設備を設けること。
- (4) 保育室等には、保育に必要な用具を備えること。
 - (5) 乳児室またはほふく室の面積は、児童1人につき3.3㎡以上、保育室または遊戯室は、児童1人につき1.98㎡以上あること。
 - (6) 実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3㎡以上の屋外の遊び場があること。ただし、敷地内に適当な遊び場を確保することが困難な場合は、付近にそれに代わるべき空地または公園があること。なお、代替地を設ける場合には、必要面積があり、園児の安全が確保され、日常使用できる距離にあること。
 - (7) 小規模保育所に付する建物については、昭和56年6月1日以降に建築確認済証の交付を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題のないものまたは耐震補強済みのものであること。
 - (8) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他関係法令の要件を遵守していること。
 - (9) 原則、保育室等が1階に設置されること。ただし、2階以上に保育室等を設置する場合は、「守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の要件に該当するものであること。
 - (10) 保育室等が調理室または調理設備、便所と別に区画されていること。
 - (11) 児童の保健衛生上必要な日照、採光および換気等に十分配慮された建物であること。
 - (12) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
 - (13) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
 - (14) 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮がされていること。
 - (15) 設置に関する関係法令等を満たす中で、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、実現可能な整備計画書として提出すること。
 - (16) 一時預かり事業等を実施する場合は、事業実施において必要となる面積を確保すること。
 - (17) 入所児童の保護者による児童送迎用のための駐車場等を確保すること。
 - (18) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区別をすること。
 - (19) 自己所有の土地、建物に担保物件等が設定されている場合には、その内容を記載するとともに、償還計画等が分かる資料を提出すること。
 - (20) 上記(1)から(19)のほか、「守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定

める条例」および「守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」における小規模保育事業の基準を満たすこと。

6 小規模保育事業の運営に関する条件

- (1) 原則、開所時間は午前7時から午後6時までの11時間とすること。さらに1時間以上の延長保育を実施すること。ただし、児童の状況に応じて、延長保育時間を繰り上げることができる。
- (2) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、原則開所すること。
- (3) 多様な市民ニーズに応えるために、保育サービスの多機能化（一時預かり事業、休日保育等）を積極的に取組むこと。
- (4) 保育士、嘱託医、嘱託歯科医および調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託もしくは搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (5) 保育士の配置は、次の表に示す配置基準を満たすこと。

	小規模保育所（A型）	小規模保育所（B型）
保育できる人数	0歳児3人につき職員1人 1、2歳児6人につき職員1人 上記の合計数+1人	0歳児3人につき職員1人 1、2歳児6人につき職員1人 上記の合計数+1人
保育士資格等	保育士 (保育士資格：全員)	保育士 (保育士資格：半数以上)

- (6) 給食については、原則自園で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子ども1人ひとりの状況に応じたものとする。

また、調理業務は委託することができるが、その場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

なお、園外で調理された給食の搬入（外部搬入）については、原則不可とするが、連携施設または近接した同一・系列法人が運営する地域型保育事業、社会福祉施設、病院等から搬入する場合はこの限りではない。
- (7) 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行い、その献立は出来る限り変化に富み、乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。また、食品の種類および調理方法について栄養ならびに利用乳幼児の身体的状況および嗜好を考慮したものとする。
- (8) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (9) 職員に対しては年1回、乳幼児に対しては入園前健診のほか、少なくとも年2回、定期健

康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56条）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員は、月1回以上検便（赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌等を対象としたもの）を行うこと。

- (10) 保護者からの相談、要望、苦情等については真摯に対応すること。
- (11) 保育士等の資質向上に向けて、人権研修を含め、積極的に研修を実施すること。
- (12) 利用者負担額は、守山市が定めた利用者負担額を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (13) 原則として、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- (14) 保育中における事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。
- (15) 施設の運営費として、乳幼児の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費の支弁を行う。地域型保育給付費の額は、国が示す公定価格から、市が定める利用者負担額を差し引いた額とする。

(参考) 児童一人あたりの月額単価例（令和2年度 小規模保育事業B型）

項目		単価	概要等
標準保育単価 (処遇改善等加算含む)	0歳児	191,410円	処遇改善については、保育士の平均勤続年数等によって変わります。(例は3年以上4年未満で計算) また、保育短時間の場合、単価が変わります。
標準保育単価 (処遇改善等加算含む)	1・2歳児	134,610円	
賃借料加算		15,700円	賃貸物件にて事業を行う場合に加算されます。
冷暖房費加算		110円	冷暖房費として加算されます。

※詳細は内閣府ホームページ内の子ども・子育て支援新制度・事業者向け情報内の「該当事業試算ソフト」および公定価格に関する情報内の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」の参考資料等をご覧ください。
延長保育については、「子ども子育て支援交付金交付要綱」延長保育事業を参考にしてください。

7 施設整備にかかる補助金

小規模保育所の開設にあたって、開設準備経費として改修費等および備品購入費を本市の予算の範囲内で補助します。

	上限額	補助率	内容等例
改修費等	300万円	3/4	調理設備の設置 便所、沐浴設備の設置 空調の設置 等
備品購入費	75万円	3/4	いす、テーブル 遊具、おもちゃ等 事務用パソコン 等

※補助金交付においては、国との協議が必要であるため、採択が保証されるものではありません。

8 その他

- (1) 設置・運営事業者として、決定された者（以下「決定事業者」という。）は、本募集要項に記載した諸条件および提案内容を遵守するとともに、守山市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、開設にあたり近隣住民への説明、調整を十分に行うこと。
- (3) 施設の整備および保育所設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 決定事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、市施設整備補助金の交付決定前に整備事業に着手することができないことに留意すること。
- (5) 事業計画の変更は原則として認めない。変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限る。
- (6) 市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができるものとする。
この場合、決定事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認められるとき。
イ 予定していたスケジュールに遅れが生じ、事業実施の目処が立たなくなったとき。
（令和3年4月1日までの開所を期限とする。）
ウ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認められるとき。
- (7) 事業者応募申請書提出後、やむを得ない事情等により、申請を取り下げる場合は、速やかに別紙様式7「辞退届」を提出すること。
- (8) 応募のために支出した費用等については、応募者の負担とする。
- (9) 応募にあたり質問がある場合は、別紙様式6「認可保育所新設・運営法人公募に係る質問

書」により行うこと。（持参、FAX、Eメールいずれかにて）ただし、審査内容や評価項目等に関する質問について、回答はできないので留意すること。なお、質問内容への回答は、こども政策課カウンターで公開とする。

・質問受付期間：令和2年7月13日（月）から令和2年7月22日（水）まで。

・回答：令和2年7月29日（水）からこども政策課カウンターで公開。

- (10) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページ（運営事業者募集）に掲載することがあるため、当ホームページについては定期的に確認をすること。（当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。）
- (11) 補助金を利用した場合、事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物等は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないで目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはいけないこと。また、市長の承認を受けて財産を処分することによって収入があった場合、補助金を市に返還すること。
- (12) 開設にあたって、建築確認申請、消防署、労働基準法監督所等への届出等は各自で行うこと。
- (13) 事業開始後、市が実施する監査については誠実に対応すること。
- (14) 事業開始後、開始年度（4月1日）から起算して10年間は事業を継続すること。
なお、年度途中で事業を休止、または廃止することはできないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
- (15) 年度当初において、利用希望者が定員に達しない場合があるが、市は一切の責任を負わない。また、年度途中においても、保護者が入所要件を満たさなくなった場合の入所解除や他園への転園についても同様とする。

9 応募方法等

(1) 応募期間および提出場所

ア 応募期間 令和2年7月29日(水)～令和2年8月21日(金)
(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)

イ 提出場所 市役所こども家庭局こども政策課

ウ 提出書類 別紙1「提出書類一覧」のとおり(持参のみとします。郵送不可)

応募期限までに正本1部、副本9部を提出してください。なお、提出後に事業者ヒアリングを行い、上記以外にも必要に応じて追加で資料を請求する場合があります。

各資料は、A4(様式4-1-2別添保育計画、図面関係についてはA3可)サイズで綴じ込んでください。また、各資料番号をインデックスに書き込み、資料に付して提出してください。

(2) 質問受付

ア 受付期間 令和2年7月13日(月)～令和2年7月22日(水)
(土日祝日を除く8時30分～17時15分)

イ 提出場所 こども政策課まで(持参、FAX、Eメールいずれかにて)

ウ 提出書類 別紙6「地域型保育所設置・運営事業者公募に係る質問書」

エ 回答期間 7月29日(水)～ こども政策課カウンターにて公開

(3) 事業者の選考

守山市において、書類審査とヒアリングを実施する中で事業者を選考します。なお、ヒアリング日程は別途連絡します。

(4) 選考結果と公表

設置・運営事業者の決定は、令和2年9月末を予定しており、選考結果は文書で通知します。電話等による問い合わせには応じられません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。